

平成 22 年

職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について

1. 職員に対する研修について

・コンプライアンス研修

平成 22 年 5 月 11 日、18 日に実施 受講者 486 名

・平成 22 年度新規採用職員に対する公務員倫理についての研修

平成 22 年 4 月 9 日に実施 受講者 53 名

平成 22 年 7 月 1 日に実施 受講者 7 名

平成 22 年 9 月 24 日に実施 受講者 44 名

2. 平成 22 年 3 月 31 日

下関市ホームページにおいて、平成 21 年倫理に関する報告書を掲載

3. 報告書等の件数について

倫理条例第 5 条に基づく贈与等報告書 23 件

内訳 市長部局 23 件（講演等報酬として）

教育委員会 0 件

倫理条例第 5 条とは

管理職員が事業者等から 5 千円以上の供応接待等の贈与を受けたときに報告しなければならない

倫理規則第 8 条に基づく飲食届出状況 26 件

内訳 市長部局 25 件

教育委員会 1 件

倫理規則第 8 条とは

職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が 5 千円を超えるときに、届出なければならない

倫理規則第 9 条に基づく講演等承認申請 22 件 全て承認済

内訳 市長部局（全て病院関係） 22 件

倫理規則第 9 条とは

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合、事前に承認を得なければならない